

(介 77) (FAX 送信 A4・3 枚)

平成 23 年 10 月 27 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて (その2)

東日本大震災により被災した被保険者に係る利用料および保険料の減免の取扱いに関しまして、本年5月18日付(介24)「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用等について」にて、長期避難世帯に属する方の利用料等および保険料の減免を行った場合、財政支援の対象となる旨等をご連絡申し上げたところであります。

今般、長期避難世帯が属する世帯について、宮城県より一部区域の長期避難世帯の認定を解除する旨が公示され、当該区域が解除されたことに伴い、厚生労働省より、長期避難世帯の認定が解除された世帯の取扱いについて事務連絡が発出されました。

内容といたしましては、長期避難世帯の認定が解除された区域の長期避難世帯に属していた方については、被災地の状況等を踏まえ、当該認定の解除後も、長期避難世帯に属する方と同等とし、利用料および保険料の減免措置を継続することが可能であり、継続した場合には引き続き国からの財政支援の対象となるものとされております。

また、現在長期避難世帯として認定されている区域において、今後新たに認定が解除された場合においても、同様の取扱いとすることとされました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて (その2)  
(平 23. 10. 24 厚生労働省老健局介護保険計画課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡  
平成23年10月24日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

東日本大震災に係る長期避難世帯の取扱いについて（その2）

東日本大震災により被災した被保険者に係る利用料等及び保険料の減免の取扱いについては、「長期避難世帯」に属する者は、「東日本大震災により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除等の運用について」（平成23年5月16日付け老介発0516第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）及び「平成23年度介護保険災害臨時特例補助金における第一号保険料の減免措置に係る国庫補助額の算定基準について」（平成23年6月30日付け老介発0630第1号厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、利用料等及び保険料の減免を行った場合の財政支援の対象としているところです。

今般、長期避難世帯が属する世帯について、宮城県から別添のとおり公示がされ、当該区域が解除されたことに伴い、長期避難世帯の認定が解除された世帯の取扱いについて、下記のとおりとすることとしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

長期避難世帯の認定が解除された区域の長期避難世帯に属していた者については、被災地の状況等を踏まえ、当該認定の解除後も、長期避難世帯に属する者と同等の者として、利用料等及び保険料の減免措置を継続することが可能であり、継続した場合には、当該措置に対する国からの財政支援の対象となること。

また、今後新たに、他の区域の認定が解除された場合も、同様の取扱いとすること。

公 告

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害において、次に掲げる区域内に居住していた者が属する世帯に対する被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯（以下「長期避難世帯」という。）の認定を解除する。

平成23年10月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



- 1 長期避難世帯の認定を解除する区域  
牡鹿郡女川町出島字出島，出島字合ノ浜，出島字寺間；出島字別当浜，出島字高森山及び出島字垣山の全部
- 2 長期避難世帯の認定を解除する日  
平成23年10月1日